保留地の販売を行っています

平成２４年度から保留地の一般販売を行っています。平成２７年度も新たに**３区画**を加え一般販売しますので、ご検討くださいますようお願いします。

※詳細は半田市役所ホームページをご覧ください↓↓

URL：http://www.city.handa.lg.jp/shigai/machi/toshi/shigaichi/horyu-ti.html

お願い

・建築行為等の制限について

半田乙川中部土地区画整理事業の施行地区内で次のことをする場合は、土地区画整理法第７６条の規定に基づき許可が必要となりますので、必ず土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書※1を提出し、許可を受けてから建築行為等を行うよう注意してください。

１．建築物や工作物の新築・改築・増築
２．事業の障害となるおそれがある土地の形質の変更
３．重量５トン以上の物件の設置、たい積

・宅地（土地）の所有権等の変動の届出について

知多都市計画半田乙川中部土地区画整理事業施行条例第４１条により、施行地区内の宅地（土地）の所有権及び所有権以外の権利並びに建築物に関する権利に異動があったときには、すみやかに届出をすることが必要となっています。届出がされていないと、仮換地及び敷地地番該当証明書等を発行することができないなど、支障がでることもありますので、異動があったときには必ず、所有権移転届出書※2の提出をお願いいたします。

※１、２の様式は市街地整備課ホームページにも掲載していますのでご利用ください。

お知らせ

【市街地整備事務所の移転について】

JR 半田駅西側にありました市街地整備事務所は、**平成２７年１月から市役所新庁舎３階へ移転しました**のでよろしくお願いいたします。

◆このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。◆

●お問い合わせ・ご意見は下記まで●
半田市役所 3F 建設部市街地整備課
(0569)22-9302/FAX(0569)23-6061
Email:shigai@city.handa.lg.jp

News No.35

Okkawa Chubu Town Planning

乙川中部 街づくり

自然が生きる住みたくなる街

乙川浜田仮踏切

平成２７年３月
(1988.1.No.1 発刊)
半田市

区画整理事業の状況について

平成２６年度は、宅地造成、道路や河川修景施設及び向山・向田公園の整備、乙川浜田仮踏切の設置、浜田町１丁目交差点南の開拓橋一部架け替え等の工事を行いました。これにより、計画の６つの公園と河川修景施設の整備が完了しました。

事業の状況は、平成２７年３月末で建物移転が約**９４**％（事業費で約**８１**％）の進捗率となりました。これまでの整備により、住宅・店舗の建築が進み、地区内人口は着実に増加しています。

平成２６年度に整備したところ

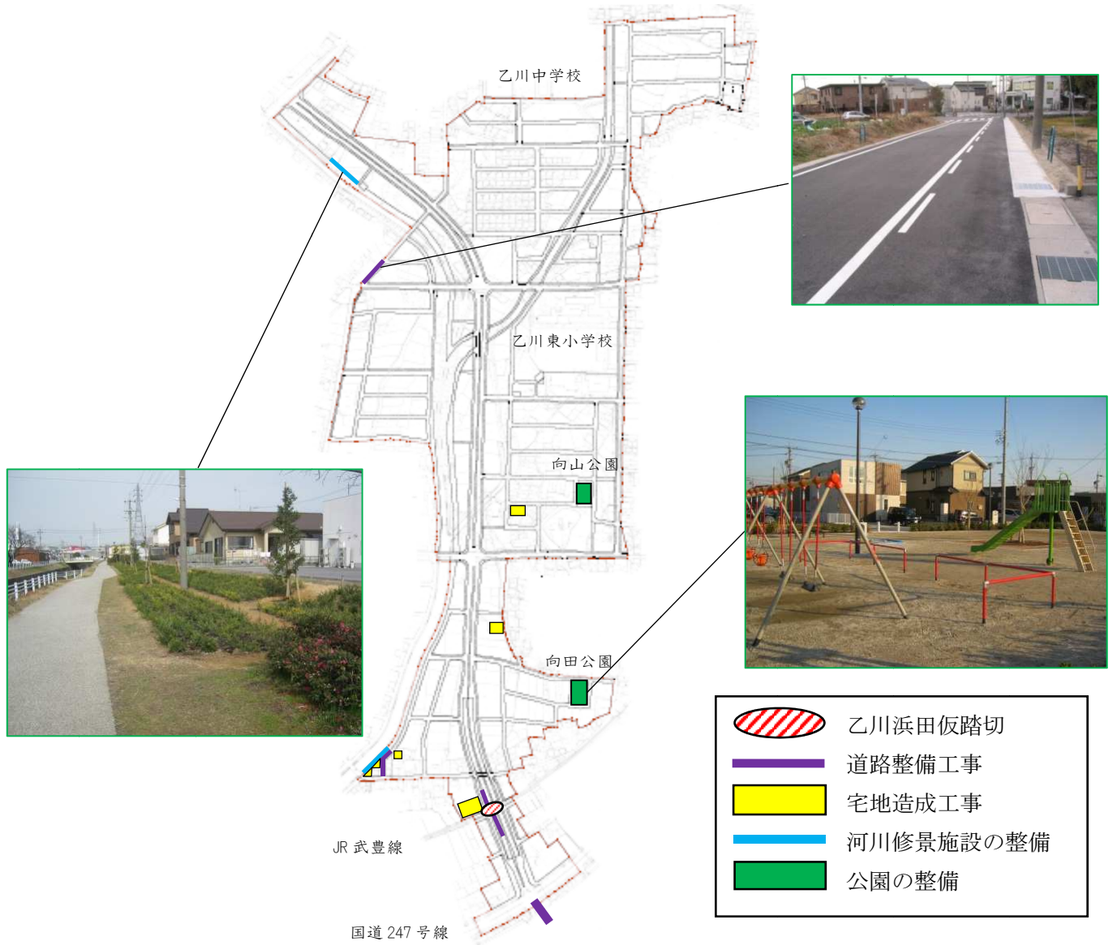

事業完了にむけて

半田乙川中部土地区画整理事業は、事業計画を変更し、以下のとおり施行期間を延長しました。

【事業施行期間】

変更前	自	平成６年９月２１日	至	平成２９年３月３１日
変更後	自	平成６年９月２１日	至	平成３４年３月３１日

今後の計画の主なものとしては、

乙川浜田踏切に代わる跨線橋の建設、向山墓地の改葬とそれに伴う周辺の整備を予定しております。

引き続きご迷惑をおかけいたしますが、事業の早期完了に向け、ご理解とご協力をお願いします。

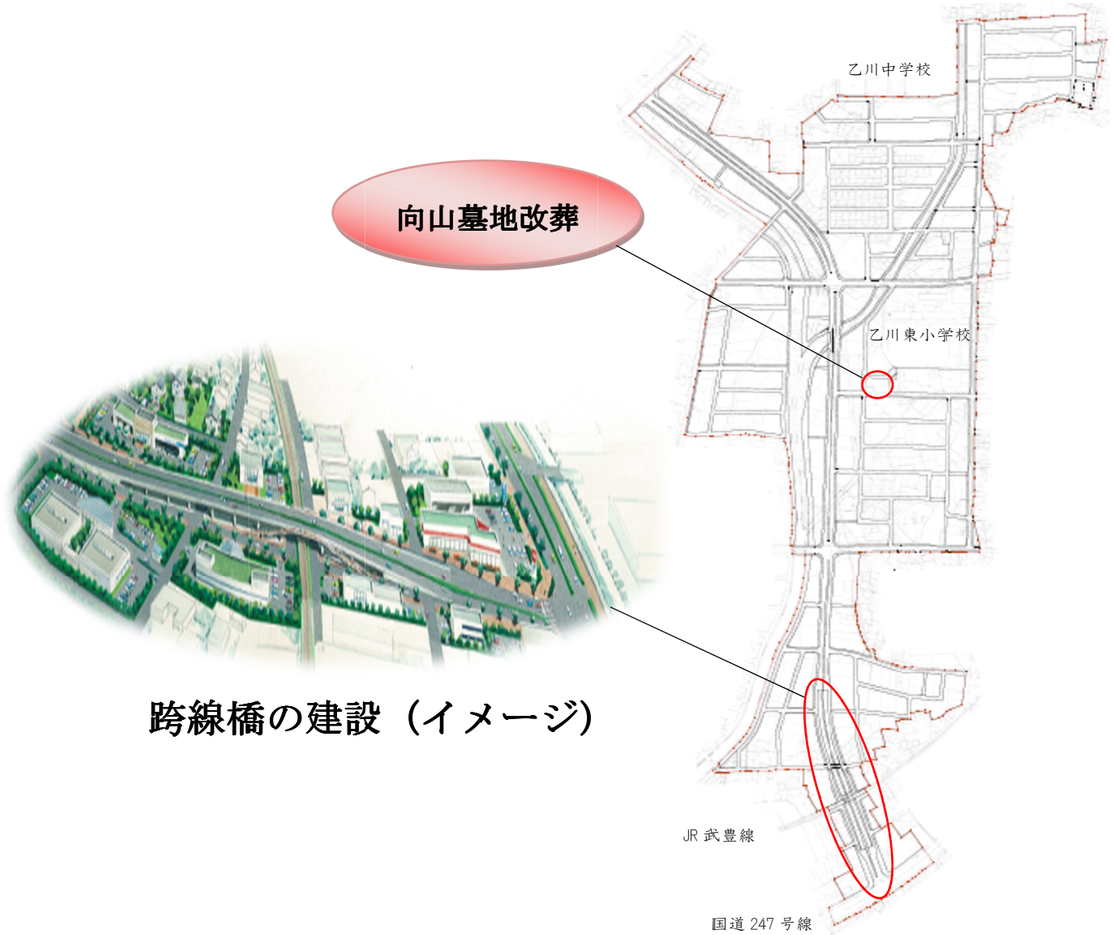

跨線橋の建設（イメージ）